# 4 生きる支援の関連施策一覧

平成30年10月時点の調査結果です。今後、以下の取組を推進します。

※本編第4章2.「基本施策における重点的な取組内容」に掲載されている取組は、No.の欄を色づけしています。

### 1 地域におけるネットワークの強化

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課
1	住民税の申告相談及び 減免申請	住民税の申告相談及び減免等に関する相談を 行う。	住民税の申告や減免等に関する相談を受けた際、生活面で深刻な問題 を抱え、生きることの包括的な支援が必要な市民を発見し、適切な相 談機関(窓口)へつなげる。	市民税課
2	固定資産税の税務相談 及び減免申請	固定資産税の課税内容や減免等に関する相談 を行う。	固定資産税の課税内容や減免等に関する相談を受けた際、生活面で深 刻な問題を抱え、生きることの包括的な支援が必要な市民を発見し、 適切な相談機関(窓口)へつなげる。	資産税課
3	納税相談	市税滞納者に対する納税相談を行う。	納期限までに納税できない市民は、生活面で深刻な問題を抱えている 可能性があるため、納税相談を通じて問題を察知し、適切な相談機関 (窓口) へつなげる。	収税課
4	納付相談	国民健康保險料、後期高齢者医療保険料、介護 保険料、保育所保育料の滞納者に対する納付相 談を行う。	納期限までに納付できない市民は、生活面で深刻な問題を抱えている 可能性があるため、納付相談を通じて問題を察知し、適切な相談機関 (窓口) へつなげる。	債権管理課
5	一部負担金減免	被災や失業等により一部負担金の支払いが困 難である方に対し、最大3か月間の減額・免 除・徴収猶予を行う。	当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につ	国民健康保険課
6	保険料の減免	被災や失業等により保険料の支払いが困難で ある方に対し、減免を行う。	なげる等、当事者と支援の接点となる。	ELEVICANINICAL
7	国民年金受付事業	国民年金の届出、申請書、基礎年金裁定請求書 の受付、相談対応等を行う。	当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につ	医療助成年金課
8	医療費助成事業	医療費助成を受けるための相談や申請の受付 等を行う。	なげる等、当事者と支援の接点となる。	应原切风十亚味
9	消費者保護対策事業	地域密着型の啓発や見守りが可能である消費 者団体との連携を図る。	地域住民と行政とのつなぎ役としての機能を果たすことで、消費生活 に関する問題を抱える人々の早期発見につなげる。	生活安全課
10	企業融資対策事業	市内中小企業者に必要な事業資金を低利かつ 円滑に供給することにより、中小企業者の経営 安定と発展を図るため、預託金制度及び信用保 証制度を基礎とする制度融資の斡旋を行う。	融資が受けやすくなることで、経営難に陥った経営者の心理的な負担 を軽減する。 日々の経営相談に応じている取扱金融機関もあることから、制度融資 の斡旋とともに相談窓口、支援につなげる。	産業振興課
11	虐待防止検討会議	地域包括支援センターで把握している虐待事例について、今後の支援の方向性を検討するための会議を開催する。	虐待リスクの高い対象者についての事例検討等を行うことで、必要な 対策や支援を検討する。	
12	地域包括支援センター 運営管理事業	介護保険法の規定に基づき、平成 18 年度から 設置している地域包括支援センターは、高齢者 の相談業務のほか、権利擁護事業、介護予防、 家族介護支援、ケアマネジャーの支援等を実施 している。	【地域ケア会議】 地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、 共有することで、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を 展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につなげる。	高齢者・地域福祉課
13	在宅医療·介護連携推 進事業	医療・介護関係者の情報共有を図るとともに、 在宅医療・介護連携に関する連携及び相談支援 並びに医療・介護関係者の研修を実施すること で、在宅医療・介護連携を円滑に実施する。	推進会議での議題の一つとして、地域の自殺実態や自殺対策の内容等 につき議論し、関係者の認識の共有や理解の促進を図ることで、自殺 対策(生きることの包括的支援)を核にしつつ、様々な支援機関の連 携促進や対象者への包括的なサービスの提供等につなげる。	
14	生活困窮者自立支援連 絡会(生活困窮者自立 支援調整会議)	ハローワークや社会福祉協議会等の外部機関 と庁内の関係機関をメンバーとして会議を開 催する。	ハローワークや社会福祉協議会等の外部機関と庁内の関係機関をメン バーとして会議を開催し、生活困窮者の情報共有を図るとともに、ネ ットワーク強化につなげる。	生活福祉課
15	加古川市障害者自立支 援協議会の設置	障害福祉の関係機関が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に対する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。障がいを理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行う。	課題解決が難しい困難事例等について、関係機関の間で情報共有し、 事例検討を行う事で、必要な対策や支援を実施する。	障がい者支援課
16	自殺対策推進本部の会 議	加古川市役所内で、副市長をトップとして、庁 内関係部局長により構成される会。生きるため の包括的な支援を総合的かつ円滑に推進する ために年1回程度開催する。	自殺の現状や自殺対策の取組を共有し、市役所内において効果的な自 殺対策推進を行う。	
17	自殺対策連絡会議・ワーキングチーム	保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連 施策と有機的な連携を図り、総合的に自殺対策 を実施するために関係各課と情報や課題を共 有する。	自殺対策の関係課と連携を図ることで、自殺のリスクを抱えた(抱え 込みかねない)人から相談を受けた場合に、適切な課と連携して対応 する。 悩みを抱えた人と接する機会の多い自殺対策関係課の職員に自殺の現 状や自殺対策の知識を共有する。 既遂ケース等の事例検討をする等、自殺に至る原因を削減するための 予防策についても検討し、対応する職員のスキルアップや、よりよい 支援が行えるように努める。	健康課

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課
18	要保護児童相談事業 (家庭児童相談)	要保護児童対策協議会にて、ケースの検討を実施し、支援体制の強化を行う。	要保護児童対策協議会にて、ケースの検討を実施し、支援体制の強化 を行う。	
19	児童扶養手当給付事業	児童扶養手当の支給。	家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合が あるため、児童扶養手当の現況届受付の面談の際、自殺のリスクを抱 えている可能性がある方には相談窓口を紹介する。	家庭支援課
20	「養育支援ネット」シ ステム	養育上支援を必要とする家庭を早期に把握し フォローしていくために、医療機関等と連携 し、家庭訪問等で支援を行う。	退院時からの切れ目のない支援を行うことで、産後うつ等に陥りやすい産婦の肉体的・精神的負担の軽減を図る。	育児保健課
21	就学先との連携	公立・私立保育園及び認定こども園での保育を 通して、就学先との連携を実施する。 保護者の就学に対する相談を実施する。	発達に偏りのある子どもの支援情報を、就学先と連携することでスムーズに学校生活に移行できるように配慮する。 保護者の就学前の相談にのることで不安解消に努め、親子ともに学校での生活を楽しみにできるようにする。	幼児保育課
22	地域支援の実施	保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業を 実施する。	「保育所等訪問支援事業」では、子どもたちが安心して集団生活を送るための適切な環境を整えるため、訓練士等が保育所や学校等を訪問し、園・学校の職員に対して、助言指導を行う。「障害児相談支援事業」では、子どもに合った総合的な援助方針の立案や障害児支援利用計画の作成等を行う。 保護者のニーズに基づき、関係機関と連携しながら必要な支援・助言を行う。	こども療育センター
23	就学に関する事務	児童・生徒の就学に関する手続きを行う。 ・学齢簿の編成 ・就学すべき学校の指定・変更	いじめ・不登校等の理由により配慮が必要と認められる場合、保護者 からの相談に応じ、学校や関係機関と連携し、安心して就学できる環 境を確保する。	学務課
24	中学校区連携ユニット 12 推進事業	中学校区を一つの単位 (ユニット) とし、その 地域の保育園、幼稚園、こども園、小学校、中 学校、さらには家庭や地域とも相互に連携・協 働しながら、連続した学びや育ちに向けて事業 を展開し、確かな学力、豊かな心、健やかな体 を育成する。	校種間での連携、家庭や地域との連携により、地域総がかりで子ども たちを育む体制づくりを進める。	学校教育課
25	いじめ防止対策評価検 証委員会運営事業	教育委員会の附属機関として「加古川市いじめ 防止対策評価検証委員会」を設置し、委員会が 策定した「いじめ防止対策改善基本5か年計 画」及び学校の「いじめ防止対策改善プログラ ム」の履行状況について評価検証を行い、必要 に応じて助言を行う。	「いじめ防止対策改善基本5か年計画」及び各校の「いじめ防止対策 改善プログラム」の履行状況を評価検証することで、いじめ防止への 取組のさらなる改善を図る。	青少年育成課

### 2 自殺対策を支える人材の育成

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課
26	職員研修事業	職員研修を実施する。 - 新規採用職員研修② - 一般研修① - 監督職員研修① - 管理職員研修① - 管理職員外修 - 管理職員特別研修	職員研修で実施しているメンタルヘルスに関する研修により、職員のメンタル不調を未然に防ぐ。	人材育成課
27	職員研修事業	人権研修	様々な人権課題への認識を深め、一人ひとりを大切にする意識や、人 の心の痛みを自分のものとして捉える力の育成につなげる。 人権侵害が人の命に関わる問題であることを認識し行動することがで きるよう研修を行う。	
28	人権相談事業	窓口や電話で人権相談に対応する。	人権相談に対応する職員にゲートキーパー養成講座の受講を勧める。	人権文化センター
29	犯罪被害者等支援事業 (職員対象研修)	市役所内の関係課職員を対象に犯罪被害者等 支援に関する研修会を実施する。	市役所内で連携することにより、犯罪被害者等が置かれている立場や 抱える問題についての理解を深めることで、相談対応の資質向上を図 る。	生活安全課
30	民生委員活動事業	厚生労働大臣の委嘱を受けた民生委員・児童委員の活動が活性化し、地域住民に対する相談や支援の充実を図るために活動助成及び事務局として様々な事務を行う。あわせて、民生委員の推薦にあたる民生委員推せん会の事務局としての事務を行う。	民生委員・児童委員に対し、自殺対策に関する普及啓発・ゲートキー バー養成研修を実施する。	
31	保護司会・更生保護女 性会等支援事業	過ちを犯した人々の更生を支え、それが達成されるよう活動するとともに、犯罪や非行を防止し、明るい地域社会を築くために活動する団体 (保護司会・更生保護女性会)へ補助を行う。	対象者が様々な問題を抱えている場合に、適切な支援先へつなぐ等の 対応が取れるよう、保護司や更生保護女性会会員にゲートキーパー養 成研修の受講を勧める。	高齢者・地域福祉課
32	認知症施策総合推進事業 (認知症サポーター養 成講座)	「認知症の人や家族にやさしいまちかこがわ」を目指し、市内の医療機関や介護事業所及び地域の支援機関の連携を強固にする事業や、認知症の早期発見・早期治療や認知症患者とその家族を支援する事業を実施し、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できる体制を構築する。	【認知症サポーター養成講座】 認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心 中が生じたりする危険性もあるため、認知症の早期発見・早期治療や 認知症患者とその家族を支援するための研修を実施し、認知症サポー ターを養成する。	
33	生活保護法施行事務 (生活保護の相談)	相談面接、訪問面接、医療相談、扶助費支給を 行う。	ケースワーカーの相談技術の向上や必要な機関へ連携する等の対応が 取れるよう、自殺対策に関する研修を行う。	生活福祉課

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課
34	加古川市障がい者基幹 相談支援センターでの 相談	地域の相談支援の拠点として、障がいのある人 が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮ら せるよう、様々な悩みごとの相談や制度の案内 等総合的、専門的な相談支援を行う。	センターで相談対応にあたる職員が、ゲートキーパー養成研修を受講 し自殺対策の視点を理解することで、職員の相談対応や機関の連携強 化を図る。	障がい者支援課
35	こころのサポーター養 成講座	悩んでいる人の心に寄り添いながら、話を聴く ことのできる技術を習得し、必要な時に専門の 医療機関等を紹介する支援ができる人材 (ゲートキーパー) を養成する講座を開催する。	こころのサポーター養成講座により、自殺のリスクを抱えた(抱え込みかねない)人から相談を受けた場合に、傾聴することや、適切な機関につなぐ等、気づき役としての役割を担う人材を養成する。 養成講座修了生のうち、ゲートキーパーとして地域貢献の希望がある人へ、地域において活動できる受け皿についても調整をする。	
36	ゲートキーパー養成研 修 (相談支援従事者対 象)	保健・医療・福祉・経済・労働・教育等、様々な分野において相談・支援に従事する人が、自 殺のリスクを抱えた人から相談を受けた場合 に、傾聴することや、適切な機関につなぐ等の 役割を担えるように人材養成を行う。また、支 援者自身の心のセルフケアの内容も含む。	こころの悩みを抱える市民から相談を受けた場合に、傾聴することや、 適切な機関につなぐ等の役割を担えるように人材養成を行う。 支援することで生じるストレスに対する、支援者自身の心のセルフケ アについても含めて行う。	
37	食と健康づくりリーダ 一養成講座	食生活改善推進及び運動普及推進員を養成し、 地域での健康づくり推進リーダーを育成する (17回コース)。	こころとからだの健康づくりに関する講座をカリキュラムに取り入れることで、地域における気づき役としての役割を担えるようになる。	健康課
38	出前健康講座	企業、教育関係団体、町内会等の地区組織より 依頼を受けて、こころの健康づくりや、市民が ゲートキーパーとしての役割を担えるように するための啓発に関する内容で健康教育を実 施する。	こころの健康づくりや、市民がゲートキーパーとしての役割を担える ようにするための内容で健康教育を行うことで、市民への啓発の機会 となる。	
39	自殺対策に関連する研 修	自殺対策に関連する研修会へ参加し、習得した 自殺対策に関する知識や技術をもとに、庁内職 員への普及を行う。	研修会で習得した、知識・技術をもとに、庁内職員や関係機関の支援 者に普及を行う。	
40	ファミリーサポートセ ンター運営事業	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受け たい人の会員組織化を行う。	育児の援助を行う会員に対する講座を行い、地域で育児援助活動を行う人材を増やす。また、会員に対して自殺対策に関するリーフレットの配布等行い、普及啓発を行う。 育児の援助を受けたい人と育児の援助を受けたい人をつなぎ、地域における育児援助活動を行うことで、子育ての負担や悩みを軽減し地域における子育て支援活動の推進を図る。	こども政策課
41	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を 訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児 及びその保護者の心身の状況及び養育環境の 把握を行うほか、養育についての相談に応じ、 助言その他の援助を行う。	乳児家庭全戸訪問指導員研修会において、訪問指導員が妊産婦のゲートキーパーとしての役割を担えるように、自殺対策の普及啓発を行う。	育児保健課
42	高度救急事業	増加する救急業務の高度化を推進し、救命率の 向上と高齢化の進展、疾病構造の複雑化等を背 景とする市民ニーズの多様化に対応する。	救急隊員研修のカリキュラムに、自殺未遂者への対応要領を盛り込む ことで、自殺対策の重要性に関する意識の向上と適切な対応技術の習 得を図る。 年に3回実施している救命士の研修において、市の自殺対策の取組に ついての普及啓発を行う。	救急課
43	児童クラブ運営事業	就業等により昼間保護者のいない小学校児童 を放課後に小学校の専用教室などで受入れ、児 童クラブ職員(支援員及び補助員)が、遊び及 び生活の場を通じて、その健全育成を図る。	児童クラブ職員は、悩みを抱えた子どもや保護者について把握する機会があるため、必要な機関へつなぐ等の対応が取れるよう、児童クラブ職員への研修において、自殺対策に関するテーマの研修を行う。またゲートキーバー養成研修の受講を勧める。	社会教育・ スポーツ振興課
44	学校生活適応推進事業	児童生徒の学校適応感を高めるための教職員 研修を実施するとともに自殺予防に資する啓 発活動等を行う。	自殺予防に関わる教職員向け研修会を開催する。	青少年育成課
45	研修事業 (教職員)	教職員の資質・実践的指導力や研究意欲の向上 を図るため、各種研修講座や教職員研修会を実 施する。	教職員が自殺予防に係る最新の情報と臨床医学に基づいた対処法等を 研修し、各校園での活用につなげる。	教育研究所

# 3 市民一人ひとりの気づきと見守りの促進

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課
46	広報事業	市民に行政の動向や市民生活に関係の深い事 項等を伝えるため、広報かこがわを作成する。 また、ホームページやSNS(フェイスブック、 ツイッター)にて市民に情報発信を行う。	「自殺強化月間」や「自殺予防週間」等の機会に自殺対策の記事を掲載することで市民への啓発を行う。	
47	市長定例記者会見	市長自らが、行政施策の発表を行うことにより、新聞等のメディアを通じて行政事業を効果 的に発信する。	「自殺対策」に関する具体的な取組がある場合は、記者会見で発表することにより市民に対し施策の周知、理解の促進を図る。	秘書広報課
48	住民向けガイドブック の発行	行政における各種手続き方法や助成制度等の 情報を掲載したガイドブックを発行する。	ガイドブックに、様々な支援に関する相談先を掲載することで、住民 に情報を周知する。	
49	情報通信技術利活用事業	かこがわアプリにより市の情報や、緊急時のお 知らせを広く市民に周知する。	かこがわアプリの「重要なお知らせ」や「加古川市役所からのトビックス」を活用し、自殺対策にかかる相談窓口の周知や、自殺予防週間 等の周知を図る。	情報政策課
50	人権ひろば	講演会を各公民館で実施し、人権課題について 普及啓発を行う。	講演会に参加する市民への啓発の機会になるため、講演会に参加する 市民へ自殺対策に関するリーフレットを配布する。	人権文化センター

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課
51	犯罪被害者等支援事業 (市民対象講演会)	市民を対象に犯罪被害者等支援に関する講演 会を実施する。	市民へ犯罪被害者等の置かれている立場や支援の必要性の意識改革を 行うため、犯罪被害者等支援講演会を実施する。	
52	交通安全対策事業	市民一人一人が、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを身につけるよう、交通安全意識の普及啓発を図る。	交通安全の啓発活動にあわせて、自殺関連(相談窓口一覧等)のリーフレット配布を行うことで、普及啓発を図る。	生活安全課
53	防犯のまちづくり支援 事業	地域の防犯活動団体への支援や、防犯に関する 講座を実施することで、防犯活動団体の活動を 活発にし、犯罪の未然防止や市民の防犯意識向 上を目的とする。	防犯の啓発活動にあわせて、自殺関連(相談窓口一覧等)のリーフレット配布を行うことで、普及啓発を図る。	
54	男女共同参画推進事業	男女共同参画施策の企画及び推進を行う。 ・男女共同参画に関する啓発イベント・講座の 開催 ・関連図書や情報紙、SNS等を通じた情報提 供	自分らしさや個性を発揮して活躍することをテーマにした各種セミナーを実施することで、仕事や生活における将来への不安、負担の払拭、軽減につなげる。 図書コーナーにおける関連書籍やDVDの閲覧、貸出のほか、情報紙やSNS等を活用した情報提供を通じ、自殺防止に向けた意識啓発につなげる。 ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方を企業や市民に働きかけることで、職場のメンタルヘルス向上と自殺リスクの軽減につなげる。	男女共同参画センター
55	若者勤労者奨学金返還 支援事業	中小企業と大手企業の賃金格差の是正と、若者 勤労者の市内定着・転入の促進を目的に、市内 に居住し、中小企業に正規雇用された方が返還 する奨学金の一部を補助する。	若年者への就労支援は、それ自体が重要な生きる支援(自殺対策)であるため、広く市民へ周知し、生活困窮のある家庭の経済的負担の軽減を図る。 自殺対策に関するリーフレットを配布する。	産業振興課
56	福祉バス運行事業	高齢者団体・障がい者団体等の生きがい推進を 図るため、福祉バスを運行し外出支援を行う。	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等をバス車内に掲示することにより、高齢者への相談先情報等の周知の機会とする。	
57	老人クラブ補助事業	高齢者の知識及び経験を活かし生きがいと健康づくりのための多様な社会活動が行われ、老後の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会に資するよう、老人クラブ及び市老人クラブ連合会に対して補助金を交付する。	講習会や研修会で自殺問題に関する講演をすることで、市民への問題 啓発と研修機会とする。	高齢者・地域福祉課
58	普及啓発事業	市役所各部局や、企業・医療機関・学校等の関係機関を通じて、市民への相談窓口の周知や、 こころの問題についての周囲の気づき等についての啓発を行う。	市役所各部局において相談窓口のチラシを設置・配布し、周知を図る。 労働関係機関と連携し、企業や就労希望者へ啓発グッズを配布する等、 相談先の周知やこころの問題についての啓発を行う。 駅・商業施設・学校等に相談先カード等の設置し周知を図る。	
59	普及啓発事業(関係機 関への計画概要版の普 及)	支援者向けアンケートを配布した関係機関へ 計画概要版を配布し、自殺対策についての普及 啓発を行う。	関係機関が様々な悩みの相談先を把握し、市民から相談を受けた際に、 必要な情報提供ができるように、支援者向けアンケートを配布した関 係機関へ自殺対策についての普及啓発を行う。	
60	普及啓発事業 (ICTを活用した自 殺対策の普及)	幅広い年齢層に対して、アプリ、SNS、ホームページを通じて、自殺対策にかかる相談窓口の周知や、自殺予防週間等の周知を図る。	幅広い年齢層に対して、アプリ、SNS、ホームページを通じて、自 教対策にかかる相談窓口の周知や、自殺予防週間等の周知を図る。 ホームページ上で、自死遺族の会等の情報提供を行う。	
61	自殺対策強化月間・週間における普及啓発	自殺対策強化月間・週間の際に、市民に対し、 自殺対策に関する普及啓発を行う。	自殺対策強化月間・週間の際に、市役所庁舎前に懸垂幕の掲揚を行う 等、自殺対策(生きることの包括的支援)の市民への周知、啓発の機 会とする。 啓発グッズの配布等により、相談窓口について周知を行うことで、援 助希求行動の促進を図る。	
62	自殺対策についての講 演会	市民や関係機関を対象に、精神疾患やアルコー ル問題、こころの健康について学び、自殺リス クへの気づきを促すための講演会を開催する。	市民や関係機関を対象に、精神疾患やアルコール問題等のこころの健 康について、自殺リスクへの気づきを促す。	健康課
63	健康づくり講座	生活習慣病等の予防や改善、治療をテーマとした医師、保健師等の健康教育及び個別相談を行う。	こころの健康のテーマを取り上げ、受講者がこころの健康についての 知識を習得する。	DEDALDA
64	献血事業	兵庫県赤十字血液センター姫路事業所が行う 献血の普及啓発等を行い献血事業を推進する。 (献血事業にかかる担当者会議への出席)	献血会場付近において、自殺対策の啓発を行う。	
65	夜間急病医療事業	夜間急病センターの運営管理を行う。	敷急や、夜間診療が必要となる方の中には、精神疾患の急激な悪化や 家族の暴力等、自殺のリスクに関わる問題を抱えているケースもある ことが想定されるため、再企図防止の観点から、自殺未遂者や家族へ、 相談先一覧や自殺対策リーフレットを配布し、必要な支援先につなぐ 等の支援を実施する。	
66	地方独立行政法人加古川市民病院機構	加古川中央市民病院との連携を行う。	救急搬送となる方の中には、自殺未遂者が含まれるほか、精神疾患の 急激な悪化や家族の暴力等、自殺のリスクに関わる問題を抱えている ケースもあることが想定されるため、再企図防止の観点から、自殺未 遂者や家族へ、相談先一覧や自殺対策リーフレットを配布し、必要な 支援先につなぐ等の支援を実施する。 医師等との連携により、既遂事例検討への助言を得て、支援を振り返 ることで関係機関との連携のあり方の見直しを図る。	
67	かこたんガイド・子育 てアプリ	子育で世代に向けた情報誌・アプリを活用し、 幅広く市民に子育でについての情報発信を行 う。	情報誌やSNSを通じて、子育て世代に対する自殺対策にかかる相談 先の周知を行う。	こども政策課
68	育児教室	発達の遅れがある幼児や育児不安等を抱える 保護者を対象に、設定保育の実施や育児・生活 相談、発達面の相談を行う。	子育てに関する知識の普及や個別相談を行うことで、育児不安の軽減 を図る。	育児保健課

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課
69	応急手当普及啓発事業	超高齢社会の進展とともに増加する救急需要において、救命率向上のためには、市民による心肺蘇生法等の応急処置が不可欠であることから、一人でも多くの市民が応急処置の知識及び技術を習得するために講習用資機材の充実を図る。	啓発用リーフレットの配布を通じて、地域の支援機関等の資源について市民に情報周知を図る。	救急課
70	就学援助事務	済的理由や特別な事情(失業中、被災等)により、就学困難な児童・生徒の保護者に対し、給食費・学用品費等を援助する。	金銭的な悩みを抱えていることが自殺の原因の一つとして考えられるため、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助する。 就学援助の申請や制度内容の問い合わせ時に、保護者から子どもや生活状況について相談を受けた場合には、相談窓口へ案内する等今後の支援につなげる。	学務課
71	成人式実施事業	新成人を祝い、社会人としての自覚を促すこと を目的として、成人の日に式典を開催する。	成人式会場において、自殺対策に関するリーフレット等を配布する。	社会教育・
72	スポーツイベント実施 事業	市内のスポーツイベントを実施する。	各スポーツイベント会場において、自殺対策に関するリーフレットを 設置することで、市民への啓発の機会とする。	スポーツ振興課
73	いじめ防止啓発事業	児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめ 防止に取り組む仕組みづくりの一環として、加 古川市いじめ防止対策基本方針に基づき、いじ め防止啓発月間(9月)を設置するとともに、 市民フォーラムを開催する等、いじめ防止啓発 に取り組む。	学校・家庭・地域が連携し、社会全体でいじめ問題を未然に防止する ため、啓発活動に取り組む。	学校教育課
74	青少年健全育成事業	青少年の非行防止、健全育成を図るための事業。 (1)加古川市全体での青少年健全育成のための広報啓発活動・全市大会、非行防止チラシ等 (2)各校区での青少年健全育成のための広報啓発活動・各校区での校区大会、青少年健全育成の啓発活動等	地域の大人が子どもたちにどのように関わっていくべきなのか理解を 深め、実践力や行動力を身につけてもらうため、加古川市や校区での 講演会の際に、青少年の現状と対策 (生きることの包括的支援) につ いて情報提供を行う。	青少年育成課

### 4 生きることの促進要因への支援、及び阻害要因の減少

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課
75	多文化共生社会事業	外国人のための日本語講座や日本語個人指導 により、外国人の日本語学習支援に加え、外国 人の居場所を提供する。	日本語講座等で学習する外国人に対して、自殺対策等に関するリーフレットを配布する。	秘書広報課 (国際交流センター)
76	防災及び災害関係事業	自然災害に対する諸対策として地域防災計画 の作成等を行い、総合的かつ計画的な防災対策 を推進する。	自教総合対策大綱において、大規模災害における被災者の心のケア支援事業の充実・改善や、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等の必要性が謳われているため、加古川市地域防災計画等において、災害発生後の被災者等への心のケア対策を促進する。	危機管理室
77	人権アドバイザー事業	各公民館を月1回巡回し、人権相談に対応す る。	人権課題について相談に応じ、適切な窓口を案内する。	
78	人権相談事業	窓口や電話で人権相談に対応する。	人権課題について相談に応じ、適切な窓口を案内する。	人権文化センター
79	消費者保護対策事業 (多重債務相談)	消費生活相談員が消費生活相談及び多重債務 相談に対応する。	多重債務の問題を抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもあるため、多重債務に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、問題の解決に向けた包括的な支援を展開する。 また、相談内容に応じて無料法律相談の紹介や司法書士・弁護士・法テラスへの橋渡しを行う。	生活安全課
80	犯罪被害者等支援事業	犯罪被害に遭われた人の相談を、ワンストップ 窓口にて対応する。	ワンストップ窓口により、犯罪被害者等が抱える様々な問題について 相談に応じ、適切な窓口の案内や必要な情報の提供を行う。	
81	女性のための働き方相 談・労働相談	働いている女性、働きたい女性を対象に男女共 同参画推進専門員(キャリアコンサルタント有 資格者)や社会保険労務士が相談を行う。	自分にあった働き方や再就職への支援、職場のトラブルに関する相談 事業を実施することで、仕事や生活における将来への不安、負担の払 拭、軽減につなげる。	男女共同参画センター
82	労働相談事業	労働相談員による賃金、解雇、職場の人間関係 等、労働に関する相談に対応する。	若年者・勤労者等への相談支援は、それ自体が重要な生きる支援(自 殺対策)であるため、広く市民へ周知し、相談支援につなげる。また、 自殺対策に関するリーフレットを配布する。	産業振興課

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課
83	就職活動・個別指導事 業	勤労会館指定管理業務における指定事業。 就職・転職活動に役立つ履歴書の書き方、面接 の受け方等を個別指導する。毎週木曜日に実施 (月4回)。		
84	就職支援セミナー事業	勤労会館指定管理業務における指定事業。 就職・転職活動に役立つ履歴書の書き方、面接 の受け方等を指導する。月4回のコース制でグ ループで実施。(年2回)	若年者・求職者への就労支援は、それ自体が重要な生きる支援(自殺 対策)であるため、広く市民へ周知し、若年者・求職者の就職支援に	
85	JOBフェア事業	①新規学卒者②高校卒業見込み者③概ね 45 歳 までの方④就職活動を開始しようする方を対 象とした合同企業説明会の開催を委託する。		産業振興課
86	インターンシップ支援 事業	就業のミスマッチによる早期離職の予防を目 的として、インターンシップを希望する市内企 業と学生等のマッチングのための合同企業説 明会を開催する。		
87	ものづくり支援事業	市内中小企業の技術力・経営力の向上や製品・ 技術の広報活動を側面から支援するため、専任 のディレクターを配置し、中小企業に対する相 談業務を行う。	経営上の様々な課題に関して、専門家に相談できる機会を提供することで、経営者の状況を把握し、その他の問題も含めて支援する。	
88	商工業振興推進事業 (経営相談)	加古川商工会議所に対し、中小企業経営指導事 業に係る経費の一部を補助する。	経営指導員が、資金繰り等、中小企業経営者の抱える多様な相談に対 応する。	
89	成年後見制度利用支援 事業	成年後見制度を利用するにあたり、申立人がいないことや経済的な理由等により申立てができない高齢者や障がい者に対し、市長が申立人になるほか、手続き費用を補助する。	判断能力に不安を抱える方に成年後見制度の利用をしてもらうため、 市長申立てや手続き費用を補助することで当事者の権利擁護支援につ なげる。	
90	高齢者総合福祉対策事 業	居宅寝たきり高齢者等の実態調査を行う。	地域において独居高齢者等見守りの必要な高齢者の家に訪問することで、実態把握し、必要な支援へつなぐ。 地域において見守りの必要な高齢者の情報を関係機関と共有することで、ネットワークづくりの継続とともに、自殺のリスクを抱えている可能性のある市民へのアウトリーチに活用する。 (関係する機関は個人情報の管理に十分注意を払う。)	
91	生活支援ハウス運営事業	高齢のため独立して生活することに不安のある65歳以上の一人暮らしの方、高齢者世帯の方に住居を提供する。	生活支援ハウスへの入所手続きの中で本人や家族等と接触する際、問題状況等の聞き取りを行うことで家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる。	
92	訪問理美容利用助成事 業	在宅で寝たきり状態にある高齢者または障が い者が、理容師または美容師の訪問により理容 または美容のサービスを受ける場合に、出張費 の助成を行う。	在宅で寝たきり状態にある高齢者または障がい者がサービスを利用することにより、本人や介護者の負担軽減を図る。	
93	老人措置事業	環境上及び経済的理由により、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが 困難な高齢者に、養護老人ホームに入所しても らう。	老人ホームへの入所手続きの中で本人や家族等と接触する際、問題状況等の聞き取りを行うことで家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる。	
94	総合相談・権利擁護事 業	権利擁護事業に関する成年後見人等相談及び 高齢者虐待防止の啓発を行う。	事業の中で当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなげる。 問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキャッチできる窓口となる。	
95	介護用品支給事業	介護認定において要介護4または5の市民税 非課税世帯に属する高齢者を介護する方に、介 護用品を支給する。	介護は本人や家族にとって負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人へとつながる危険もあるため、介護用品の支給を通じて、家族や本人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげる。	高齢者・地域福祉課
96	高齢者住宅等安心確保 事業	シルバーハウジングに生活援助員を派遣し、集 会所等に設置する相談室を拠点として、生活相 談や一時的な家事援助等を行う。	シルバーハウジングへの入居により、一人暮らし高齢者や低所得高齢 者の見守り支援を行う。	
97	緊急通報システム運営 管理事業	65 歳以上の一人暮らし高齢者等に緊急通報システムの家庭用端末機を貸与し、急病や事故等の際に通報機により連絡し、近隣協力者の協力を得て、迅速かつ適切に援助を受けられるようにする。	通報システムの設置を通じて、独居の高齢者の連絡手段を確保し、状態把握に努めるとともに、必要時には他の機関につなぐ等の対応をするなど、支援への接点となる。	
98	民生委員活動事業	厚生労働大臣の委嘱を受けた民生委員・児童委員の活動が活性化し、地域住民に対する相談や支援の充実を図るために活動助成及び事務局として様々な事務を行う。あわせて、民生委員の推薦にあたる民生委員推せん会の事務局としての事務を行う。	地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる役割として機能する。	
99	地域包括支援センター 運営管理事業	介護保険法の規定に基づき、平成 18 年度から 設置している地域包括支援センターは、高齢者 の相談業務の他、権利擁護事業、介護予防、家 族介護支援、ケアマネジャーの支援等を実施し ている。	【介護者のつどい】 支援者への支援は、新しい自殺総合対策大綱において重点項目の1つ とされているため、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行っ たりできる機会を設けることで、支援者相互の支えあい(支援者への 支援)を推進する。	
100	認知症施策総合推進事 業 (認知症カフェ)	「認知症の人や家族にやさしいまちかこがわ」を目指し、市内の医療機関や介護事業所及び地域の支援機関の連携を強固にする事業や、認知症の早期発見・早期治療や認知症患者とその家族を支援する事業を実施し、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できる体制を構築する。	【認知症カフェ】 支援者への支援は、新しい自殺総合対策大綱において重点項目の1つ とされているため、認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事 者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、 支援者相互の支えあい(支援者への支援)を推進する。	

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課
101	介護予防・生活支援サ ービス事業	要支援認定者及び事業対象者に対する介護予 防・生活支援サービスを実施する。	介護保険未利用で閉じこもりがちであったり、身体面で問題や不安を 抱えて孤立状態にある高齢者を把握し、アウトリーチする際の窓口、 接点となる。	
102	いきいき百歳体操普及 啓発事業・いきいき百 歳体操活動支援事業	いきいき百歳体操の普及啓発、活動支援により、健康寿命を延伸するとともに、毎週集うことにより、地域の絆を強める。	地域の集いで、健康教育、健康相談を実施し、ハイリスク者への支援を行う。 地域の集いに継続参加することで帰属意識を高め、地域の絆を強める 支援を行う。 自殺予防の啓発を行うことで、自殺対策(生きることの包括的支援) の市民への周知、啓発の機会とする。	高齢者・地域福祉課
103	生活保護法施行事務 (生活保護の相談)	相談面接、訪問面接、医療相談、扶助費支給を行う。	生活保護の相談者や受給者は金銭的な問題のほかに様々な問題を抱えているため、これら相談者各人(世帯)の問題点を整理し、生活のためのアドバイス等の実施や関係機関への引き継ぎを行うほか、生活保護受給世帯への訪問面接、医療相談等により必要な支援を行う。	
104	中国残留邦人等生活支 援事業	生活保護を受給している特定中国残留邦人等 とその配偶者を対象に、日本語学習会や中国残 留邦人との親睦会に参加するための交通費を 支給する。	中国残留邦人等とその配偶者は、言葉の問題や生活習慣の違いから地 域で孤立しがちであるため、日本語学習会への参加や、中国残留邦人 との交流を促進し、孤立感を解消する。	
105	生活困窮者自立相談支援事業(生活困窮の相 談)	相談員が、生活困窮に陥っている方の相談に乗り、困っていることを一緒に解決していく。利用できる制度の紹介や関係機関へつないでいく。	生活困窮に陥っている方は金銭的な問題のほかに様々な問題を抱えているため、これら相談者各人(世帯)の問題点を整理し、生活のためのアドバイス等の実施や関係機関への引き継ぎを行うことで、困窮状態の解消を図る。	
106	生活困窮者自立相談支 援事業 (子どもの学習 支援事業)	生活困窮世帯の小~高校生とその保護者に対して、学習支援員が学習や養育の助言・相談を行う。また放課後や夏休み等長期休暇中に、学習会を開催し、学習の機会を提供する。	生活保護世帯を含めた生活困窮世帯の小~高校生とその保護者に対して、学習支援員が学習や養育の助言・相談を行う。 また放課後や夏休み等長期休暇中に、学習会を開催し、学習の機会を 提供する。これらの支援を通じて親から子どもへの貧困の連鎖を断ち 切れるよう支援する。	生活福祉課
107	生活困窮者自立相談支援事業(住居確保給付金)	失業等により家賃を払うことが困難となり、住居を喪失するおそれがある、または住居を喪失した生活困窮者に対して、一定期間(原則3か月)、大家や管理会社に家賃相当額を住居確保給付金として支払うことで住まいの安定を図り、その間に求職活動を行い自立を目指す。	失業等により住居を失う恐れのある方の住居喪失の恐れ・不安を解消 し、将来を前向きに考えられるようにする。	
108	ホームレス対策	地域からの相談や、市内巡回において、ホーム レスがいれば相談を聞き、生活保護や一時生活 支援事業の利用につなげる。	長年にわたりホームレス生活をしている方や住居を喪失しホームレス 状態となった方を発見し、相談支援につなげる。	
109	生活困窮者自立相談支援事業(一時生活支援 事業)	長年にわたりホームレス生活をしている方や 住居を喪失しホームレス状態となった方に対 して、宿泊場所を提供し衣食を支給する。	長年にわたりホームレス生活をしている方や住居を喪失しホームレス 状態となった方に対して、宿泊場所を提供し衣食を支給することで、 生活の質が向上するよう支援する。	
110	加古川市障がい者基幹 相談支援センターでの 相談	地域の相談支援の拠点として、障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるよう、様々な悩みごとの相談や制度の案内等総合的、専門的な相談支援を行う。 社会福祉士、精神保健福祉士や相談支援専門員等の専門資格を持った職員が、障がいの産別や障害者手帳の有無に関係なく対応する。) 地域の相談支援専門員と連携し、地域の相談支援の質の向上を図る。	自殺の恐れがある場合には適切な窓口へつないだり、関係機関と適切に連携する。 相談支援専門員が関わるケースにおいては、自殺対策が必要なケースも想定されるため、市内の相談支援専門員については、相談支援の質の向上を図るための連絡会議(基幹相談支援センターが月1回開催)において、自殺企図があるケースへの対応を学ぶ機会を得ることで、相談支援専門員のケース対応能力の向上とともに、利用者への適切な支援を可能とする。	
111	障害者福祉推進事業 (ピアカウンセリン グ)	障がいを持つ当事者自身が、相談を受ける障が い者と同じ立場で話合い、サポートすること で、自立した生活の援助を行う。	相談を通じて本人や家族の負担軽減を図る。	
112	自立支援事業 (障害福祉サービスに おける支援)	障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、 短期入所、生活介護、自立訓練(機能訓練・生 活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・ B型)、就労定着支援、療養介護、自立生活援 助、共同生活援助、施設入所支援)を行う。 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援を 行う。	最初の窓口として、障がい者及び家族の抱える様々な問題に気づき、 適切な支援先へとつなげる。 相談支援の提供を自殺のリスクが高い市民との接触機会として活用す る。 サービスの利用や相談を通じて、本人や家族の負担軽減を図る。	障がい者支援課
113	障害児施設等利用者支援事業 (障害児通所支援・障害児相談支援における支援)	障害児相談支援を行う。 障害児通所支援(児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援、放課後等デ イサービス・保育所等訪問支援)を行う。	相談支援の提供を自殺のリスクが高い市民との接触機会として活用する。 サービスの利用支援や相談を通じて、本人や家族の負担軽減を図る。	
114	地域生活支援事業(移 動支援、日中一時支援、 訪問入浴)	移動支援、日中一時支援、訪問入浴を行う。	最初の窓口として、障がい者及び家族の抱える様々な問題に気づき、 適切な支援先へとつなげる。 支援を通じて本人や家族の負担軽減を図る。	
115	介護相談	窓口や電話で高齢者とその家族の悩みごとや 介護保険等に関する総合相談に対応する。	窓口や電話で介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通じて、家族や本人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげる。	介護保険課
116	健康相談	窓口や電話で健康相談に対応する。	健康問題を抱える人は自殺リスクが高い可能性があるため、健康に関する相談を実施し、健康不安を解消する。 健康問題に関連する、こころの悩みについて把握した時に、傾聴し、必要な支援につなげる。 支援者からの相談があった際に、対応方法や連携先等の情報提供を行う等、支援を行う。	健康課

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課
117	市民を対象とした健診 (検診)	健診(検診)の受診を促進することで、疾病の 早期発見・早期治療につなげ、健康保持及び増 進を図る。	自殺の原因の一つである健康問題のリスクを減少させるため、疾病の 早期発見・早期治療を促進する。	
118	データヘルス計画	特定健康診査やレセプト等のデータを分析することで健康課題を明らかにし、健康寿命の延伸と医療費適正化を目指し、効果的・効率的な保健事業の方向性と実施事業についての計画を策定し、推進する。	自殺の原因の一つである健康問題のリスクを減少させるため、生活習 慣病の発症や重症化を予防する。	健康課
119	ウェルネスプランかこ がわ	市民一人ひとりの健康づくり・食育を推進する ための指針となる計画を策定し、推進する。	計画の中で「休養・こころの健康」について、評価指標により、目標 値への達成状況を把握し、課題を抽出し、事業内容に活かす。 自殺の原因の一つである健康問題のリスクを減少させるための推進を 行う。	
120	地域子育で支援拠点事業	乳幼児とその保護者が気軽に交流できる場所 を開設し、子育てについての相談や情報提供、 助言等を行う。	育児不安を軽減するため、子育て中の親子が一緒に遊び、気軽に交流できるこども広場や、子育てサークルが自主的・継続的に活動できるブレイルームにおいて、様子が気になる保護者に対しては積極的に声かけを行い、	こども政策課
121	婦人相談員事業	婦人相談員*が女性の相談に応じるとともに、 配偶者等からの暴力 (DV) による被害者の保 護や自立に関する支援、DVの根絶に向けた啓 発を行う。	相談・援助において自殺が懸念される女性を発見した場合に、専門の 相談窓口や医療機関等につなげる。	
122	要保護児童相談事業 (家庭児童相談)	相談・援助において自殺が懸念される保護者や 児童を発見した場合に、専門の相談窓口や医療 機関等につなげる。	相談・援助において自殺が懸念される保護者や児童を発見した場合に、 専門の相談窓口や医療機関等につなげる。	
123	養育支援訪問事業	養育困難家庭で支援が必要と認められる家庭 に対し、ヘルパー並びに保健師等を派遣し、家 事、育児等の援助を行う。	ハイリスク家庭の保護者の肉体的・精神的負担を軽減するとともに、 相談・援助において自殺が懸念される保護者を発見した場合に、専門 の相談窓口や医療機関等につなげる。	
124	産後家事ヘルパー派遣 事業	産後、心身ともに家事や育児等の負担が多い時期に、母親の肉体的・精神的負担を軽減し、産 後の生活を支援するため家事ヘルパーを派遣 する。	産後うつ等に陥りやすい産婦の肉体的・精神的負担を軽減するととも に、援助において自殺が懸念される産婦を発見した場合に、専門の相 談窓口や医療機関等につなげる。	
125	母子生活支援施設措置 事業	配偶者のいない女子またはこれに準ずる事情 にある女子と、その監護すべき児童の母子生活 支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運 営費を扶助することで、自立の促進のためにそ の生活を支援する。	経済的困窮、孤立化した母子を保護し、危機的状況にある母子の心中等を回避するとともに、施設措置後においても当該施設の支援員等と連携し、自殺が懸念される母子等の専門の相談窓口や医療機関等へつなげる。	家庭支援課
126	子育て家庭ショートス テイ事業	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、 就労等の理由により、家庭で一時的に児童の養 育ができない場合に、一定期間、宿泊を伴った 養育・保護を行う。	保護者の肉体的・精神的な負担を軽減し、保護者の自殺リスクを軽減 に寄与するとともに、援助において自殺が懸念される保護者や児童を 発見した場合に、専門の相談窓口や医療機関等につなげる。	
127	緊急一時保護事業	配偶者からの暴力を受けた被害者等で、緊急避難を要する等の理由により金銭を所持しない 方に対し、食費等を支給する。	相談・援助において自殺が懸念されるDV被害者等を発見した場合に、 専門の相談窓口や医療機関等につなげる。	
128	母子・父子自立支援事 業	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の自立支援のための相談業務を行う。また、日常生活支援(ヘルパー派遣)や自立支援給付金の支給等により生活及び就労支援を行う。	相談・援助によりひとり親家庭の経済的困窮や孤立化を防ぐとともに、 自殺が懸念されるひとり親家庭を発見した場合に、専門の相談窓口や 医療機関等につなげる。	
129	母子父子寡婦福祉資金 貸付	20 歳未満の児童を扶養しているひとり親世帯 及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助 長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付け を行う。	相談・援助によりひとり親家庭の経済的困窮や孤立化を防ぐとともに、 自殺が懸念されるひとり親家庭を発見した場合に、専門の相談窓口や 医療機関等につなげる。	
130	妊産婦相談・育児相談	妊産婦または乳幼児の健康増進、孤立することなく子育てできる環境整備を推進するため、妊娠・出産・育児に関する相談を行う。 また、支援が必要な家庭については、継続的に家庭訪問や電話相談等で支援を行う	相談窓口について周知を行うことで、援助希求行動の促進を図る。 また、精神的・身体的な健康問題を抱えている妊産婦、乳幼児やその 保護者に対しては個別に相談支援を行う。	
131	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を 訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児 及びその保護者の心身の状況及び養育環境の 把握を行うほか、養育についての相談に応じ、 助言その他の援助を行う	訪問等で産後うつ病のスクリーニング(EPDS)を実施し、産後う つ病が疑われる場合、早期に相談支援を行い、必要に応じて医療機関 の受診等につなげる。	育児保健課
132	産後ケア事業	出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な支援、サービスを提供することで、リスクの 軽減を図るとともに、退院後も他の専門機関と 連携して支援を継続する。(平成30年度~)	退院時からの切れ目のない支援を行うことで、産後うつ等に陥りやす い産婦の肉体的・精神的負担の軽減を図る。	
133	産前産後サポート事業 ・はじめてのパパママ レッスン ・ママとベビーのおし ゃべりサロン	妊産婦が集う場所を提供して仲間づくりの支援を行うとともに、育児に関する健康教育や個別相談等を行う。	妊娠・出産・子育てに関する知識の普及や個別相談を行うことで、育 児不安の軽減を図る。	

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課
134	保育の実施	公立・私立保育園及び認定こども園、地域型保 育事業所等による保育を実施する。	保育士が子育てに悩む保護者の手立てとなり、積極的支援を行う。 乳幼児期の保育を通して、子どもの心と体の健やかな成長を促す。 育児不安を抱える保護者(保育者)との愛着形成を促し、子どもの自 尊感情を育てる。	
135	一時預かり事業	就労・疾病等で乳幼児の養育ができない保護者 に代わり、子どもの健やかな育成を図る。	子どもの預かりと養育の機会は、保護者や家庭の状況を知る機会となるため、保護者や家庭が問題を抱えている場合には、必要な支援先につなぐ等、支援への接点となる。	
136	病児・病後児保育事業	病気や病後の乳幼児を家庭で保育できない場合に、保育所や認定こども聞、医療機関等の施設において保育を行う。	病気にかかった乳幼児が、家庭でゆっくり静養できる環境が望ましいが、家庭や保護者の仕事の都合等で保育ができない場合において利用 することができ、親子ともに安心して生活ができる環境を提供する。	
137	療育支援の実施	発達障害のある子どもと保護者への支援を行う。	保育を通して気になる子どもの対応に考慮したり、関係機関と連携して保育を支援する。 保護者の子育ての相談を受け、育児不安を取り除く。	幼児保育課
138	子育て支援事業	子育て支援情報にて在宅の親子に「ふれあい保育」や「園庭開放」等を実施する。 乳幼児のいる保護者同士の交流を支援する。 情報交換や子育てに係る相談の場を設ける。	「ふれあい保育」等を通じて、悩みを抱えている保護者の育児不安への解消に努める。 同じような年齢の子どもや保護者に接し情報交換することで、人のつながりが持てる場を提供する。	
139	利用者支援事業	窓口に保育コンシェルジュを配置し、保育を必要としている世帯の相談に応じ、それぞれのニーズにあったサービスの提供をすることで、待機児童の減少を図る。	保育コンシェルジュを配置することで、保護者からの苦情・相談に対 応し、適切な機関につなげる等問題解決の糸口を見つける。	
140	外来療育の実施	発達専門の小児科診療所として外来児に診察・訓練等を実施する。	医師の指示に基づき、必要に応じて個別プログラム(理学療法・作業療法・言語聴覚療法・心理検査相談)を実施する。 訓練を通じて、毎日の生活をより快適に過ごすことができるよう支援する。また、日常生活での関わり方や周囲の支援について、保護者と一緒に考えていく。 育児不安を抱える保護者に対して、グループ懇談や学習会を通じて積極的支援を行う。	こども療育センター
141	通園療育の実施	児童福祉施設として就学前の肢体不自由児に 診察・訓練・保育等を実施する。(母子通園)	発達に応じた遊びを経験し、意欲や社会性を育てる。 親子で遊ぶことで、母子関係を深め、母親が子どもの興味・関心にそった関わりが持てるように援助する。 育児不安を抱える保護者に対して、個別面談等を通じて積極的支援を 行う。	
142	道路・河川管理に関す る事務	道路及び河川使用の適正化指導に関する事務 (ホームレスへの対応等)を行う。	道路及び河川パトロール時において、ホームレス等を発見した場合、 速やかに福祉関係部門へ情報提供を行う。	土木総務課 治水対策課
143	公園・児童遊園等の管 理及び設置に関する事 務	公園施設等の管理、維持補修、設置に関する事務を行う。	関係機関職員による巡回等による対策を行う。	公園緑地課
144	市営住宅管理事業	市営住宅の入退去管理、家賃収納等に関する事務。	市営住宅の入居者や入居申込者は、低所得等生活困窮者が多いため、 自殺のリスクが潜在的に高いと思われる市民に対して、自殺予防に有 効な接触機会とする。	
145	住生活基本計画及び公 営住宅等長寿命化計画 策定事業	住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画 の策定に向けた基礎調査の実施や計画策定事 務。	高齢・障がい・低所得等賃貸住宅人居に配慮を要する人に向けた対策 の検討及び住生活全般における留意点の検討を行う。 自殺のリスクが潜在的に高いと思われる単身高齢者を中心に、生活困 窮や低収入等、経済面で問題を抱えている市民の需要と意識調査に努 める。	住宅政策課
146	高齢者大学	高齢者の生きがい活動の推進、仲間づくり、生 涯学習の場として、市内の12公民館において 実施している。	高齢者大学への参加により、学びの機会の提供や仲間づくり等の生き がいづくりを推進する。	社会教育・ スポーツ振興課
147	特別支援教育児童生徒サポート事業	スクールアシスタントを市内全小学校に配置 し、ADHD等により行動面で著しく不安定な 児童やその児童が在籍する学級への支援を行 う。また、各校の特別支援教育コーディネータ ーは、特別な支援を要する児童生徒の教育的ニーズに十分に応えたり、福祉等の関係機関との 連携を図ったりする。	児童生徒の自己肯定感が高まるよう、特別な支援を要する児童生徒の 教育的ニーズに応える。	学校教育課
148	適正就学指導委員会運 営事業	心身に障がいのある幼児・児童・生徒の心理教 育的アセスメント及び適正就学指導を行う。	障がいのある子どもにとって、適切な就学先で教育を受けることが、 「自立」と「社会参加」につながるため、適正就学指導委員会で有識 者ら専門家がより適切な就学先を指し示す。	
149	家庭教育支援相談事業	幼児・児童・生徒の不登校、いじめ、学習、進路、しつけ、発達、苦情・要望等教育に関する 相談を受け、生活意欲の向上、発達・自立のための助言を適切に行い、問題の解消及び軽減が 図られるように心理と教育の両面から支援を 行う。	自殺リスクの把握と対応について理解を深め、早期の問題発見・対応 ができるよう、心理相談員にゲートキーバー研修を受講してもらう。 相談先情報の周知を図るため、教育相談に訪れた保護者にリーフレッ ト等を配布するとともに、必要に応じて適切な関係機関とつなぐ。	
150	不登校児童生徒適応指導事業	各校に設置された「不登校対策委員会」と連携 して「不登校対策推進委員会」を組織し、不登 校の未然防止、早期発見・早期対応に関わる支 援を行う。 適応指導教室「わかば教室」において、不登校 状態にある児童生徒への学校生活復帰に向け た支援を行う。	不登校対策推進委員会にて、不登校問題の研修・研究及び情報交換を 行うとともに、不登校児童生徒対策本部の方針を活かしながら、各校 における不登校対策の推進と充実を図る。 適応指導教室「わかば教室」において、基本的な生活指導、個別カウ ンセリング、学習指導等、学校生活復帰に向けた支援を行う。	青少年育成課

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課
151	少年補導・相談事業	少年の実態把握及び非行の早期発見・指導を図 るため、関係機関と連携を密にし、街頭補導・ 非行防止啓発活動を行い、地域と行政が一体と なった善導に努める。また、少年相談員が来 所・電話・訪問による相談を行い、個別指導、 環境整備及び再発防止を図る。	徘徊等、一見すると「非行」と思われる行動が、実は青少年にとってのSOSである場合も少なくないため、街頭補導を実施し、声掛けや助言を行うことにより、子どもたちの異変に気づく。 地域の危険な箇所や蝟集場所を把握し、重点的に巡回することにより、子どもたちの安全を確保する。また、子どもたちからのSOSをキャッチした際には、適切な関係機関につなぐとともに、適切な指導を行う。	青少年育成課
152	自然体験活動指導事業	施設無料散策、キャンプ、工作機械体験、天体 観察等、野外活動や自然とのふれあい、宿泊体 験を通して、子どもを心身ともに健全に育む (有料)。	自然とふれあう機会をつくることにより、青少年の生きる力を育む。 普段の生活ではふれあえない自然体験・団体活動を通じて生きる力を 育む。	少年自然の家
153	読書啓発事業	市民の生涯学習の場としての読書環境を充実する。 講演会・お話し会等の開催など教育・文化サービスを提供する。	図書館を読書啓発活動の拠点とし、自殺対策に関連する図書やその他 資料を通して市民に対する情報提供の場としての取組を行う。特に自 殺対策強化月間や自殺予防週間等の際には特設コーナーを設置する 等、普及啓発を行う。 学校に行きづらいと思っている子どもたちにとって、本を介した居場所となる。 本を読むことは多様な考え方を知り、生きる喜びや心の安らぎを得ることが期待できるため、資料提供や文化活動等の読書啓発を進めることで、青少年から高齢者まですべての人に生きる力を与えることができるように努める。	中央図書館
154	配偶者等からの暴力に 関する相談	配偶者や恋人からの暴力 (DV) についての相 談を受け、被害者の保護や自立に関する支援を 行う。	相談・援助において自殺が懸念されるDV被害者等を発見した場合に、 専門の相談窓口や医療機関等につなげる。	配偶者暴力 相談支援センター

# 5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課
155	加古川市家庭教育大学 事業	家庭教育力の充実を図るため、家庭の役割、親の役割等について学習する研修会や講演会を加古川市PTA連合会に委託して実施する。	研修会等で自殺問題について講演することにより、保護者の間で、子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高める。 研修会等の場で相談先の情報等をあわせて提供することで、子どもへ の情報周知のみならず、保護者自身が問題を抱えた際の相談先の情報 提供の機会とする。	社会教育・ スポーツ振興課
156	心の絆プロジェクト事 業	児童会、生徒会を中心にした心の絆を深める自 主的な活動を行い、望ましい人間関係、居場所、 集団づくりを推進する。	いじめ等の問題を未然に防止するため、「心の絆宣言」をもとに、児童 会・生徒会を中心にした自主的な心の絆を深める活動を行う。	
157	いのちと心サポート教 育研究事業	自他の命を大切にする子どもの育成を目指し た取組を指定ユニットで行い、その内容や成果 を全市に広げる活動を通して、命を大切にする 心豊かな幼児・児童・生徒の育成を図る。	今を生きる子どもたちすべてに共通の課題となっている、命の大切さを学ぶ命の教育、SNS等利用に関する情報モラル教育、自己肯定感を育む教育を早期段階から行う。	学校教育課
158	未来を拓く学び推進事 業	教職員が協同的探究学習を核とした授業改善 を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現 を目指すことで、児童生徒の思考力・判断力・ 表現力等を育成し、学力向上につなげる。	協同的探究学習に基づいた学習の中で、多様な考えに触れ、既有知識 との関連づけを図ることで、自分の考えを広げたり、深めたりするこ とにつなげる。さらに、多様な考えを認め合う中で、自己肯定感を育 む。	
159	学校生活適応推進事業	アセス (学校環境適応感尺度) による市内統一調査を行い、その結果を学級経営や教育相談や面接に活かして、いじめや不登校等の未然防止、早期発見を図る。また自殺予防に資する啓発活動等を行う。	小学校4年生から中学校3年生に、自殺予防に関する相談啓発ハンドブックを配布する。 自殺予防に関わる教職員向け研修会の開催及び子ども向け自殺予防プログラムを実施する。 「子どものサイン発見チェックリスト」を全児童生徒の家庭に配布し、保護者が子どもの心のサインに気づけるよう支援する。	
160	スクールソーシャルワ ーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーを各中学校区に 配置し、学校内あるいは学校の枠を越えて関係 機関等との連携を強化し、児童生徒や家庭の抱 える課題解決を図る。	様々な課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等が自殺リスクを 抱えている場合も想定されるため、児童生徒や保護者に向けて、スク ールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援を 行う。	青少年育成課
161	スクールサポートチー ム活用事業	市教育委員会に「スクールサポートチーム」を 設置し、構成員の専門性を活かした助言等を通 して「チーム学校」をサポートする。	学校が抱える生徒指導上の諸問題の未然防止、早期対応・早期解決に 向けた支援を行う。	
162	メンタルサポート事業	メンタルサポーターを市内全中学校に配置し、 別室指導や家庭訪問等を通して家庭と学校の 橋渡し的な存在として、課題を抱える生徒への 支援を行う。	多様で複雑な不登校の要因や背景をできる限り的確に把握し、不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に関わる支援を行う。 別室において学校生活への適応を促す「こころの居場所づくり」を行うとともに、課題を抱える生徒への支援を行う。	